

令和5年6月8日

福岡市職員〈文化学芸職／映像資料〉採用選考案内 Q&A

問1 10(1)オに記載の提出書類「大学成績証明書」は、証明者により封緘されている必要があるか。

答1 大学が封緘された証明書を発行できる場合は、封緘されたままで提出をお願いします。大学が封緘された形での発行ができない場合や、大学から既に封緘されていない証明書を入手してしまった場合は、提出時にその旨を併せてご連絡ください。

問2 10(1)アに記載の提出書類「採用選考申込書（様式1）」について、マイクロソフトワード版による提供はないのか。

答2 申込書は手書きによる署名を必要としていることから、同様式についての電子媒体はPDF版でのみの提供としております。なお署名以外の部分については、手書きによらずPC等による活字体で記入しても構いません。その場合であっても、PDF編集ソフトを使用するなどして、自己の技能と責任によりPDFファイルへの記入をお願いします。繰り返しになりますが、署名の部分は手書きでお願いします。

問3 10(1)アに記載の提出書類「採用選考申込書（様式1）」について、勤務先の欄が3行しかないため全ての職歴を書ききれないが、どうしたらよいか。

答3 職歴は、最新のものから順番に3つを記入してください。それ以前の職歴についてもアピールする必要があるとお考えであれば、メモなどに必要な事項を書き出して別に添付いただくか、10(1)イ「研究業績目録又は実務経験歴（様式2）」の中で、実務経験歴として記述いただくことで対応をお願いします。

問4 10(1)アに記載の提出書類「採用選考申込書（様式1）」に記入した勤務先での本務の傍ら、非常勤で大学の講師として映画・映像関連の科目を教えていたことがあるが、講師歴のある大学等についても、様式1の勤務先欄に記入してよいか。

答4 映画・映像などに関する本務以外の講師歴は、様式2に「実務経験歴」として記入してください。

問5 大学で映画映像を主専攻とはしない学部（4年制）を卒業したあと、他大学の大学院に進み、映像研究科映画専攻で2年間の修士課程を修了した。この場合は、受験資格5(1)アに該当するか。

答5 受験資格5(1)アに該当するか否かについては、提出された「研究業績目録又は実務経験歴（様式2）」「代表的論文又は実務経験活動記録」「大学卒業証明書」「大学成績証明書」をもとに、「映画・映像等の分野に関する専門知識を修めて卒業していること」、加えて「1年以上大学院等において同分野に関する研究があること」又は「1年以上博物館、美術館その他映画・映像に関する館・施設・事業所において映画・映像分野の実務経験があること」に該当しているか否かを詳細に審査し、判断させていただきます。